

預金商品説明書（期日指定定期預金）

2026 年 6 月 1 日現在

1. 商品名	・ ななかまど定期預金（新型期日指定定期預金）																				
2. 販売対象	・ 個人のみ。																				
3. 期間	・ 最長 3 年（据置期間1年） ・ 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の 1 年経過後から 3 年までの間の任意の日を指定できます。ただし、満期日を指定するときは 1 ヶ月前までに通知することが必要です。 ・ 預入日の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱ができます。																				
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入。 ・ 1 0 0 円以上 3 0 0 万円未満 ・ 1 円単位。																				
5. 払戻方法	・ 満期日以降に一括して払い戻します。																				
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利。 ・ 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 満期日以降に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算。 （預入日から満期日の前日までの日数および預入期間に応じた利率により計算されます。）																				
7. 税金	・ 個人の利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。																				
8. 手数料	—																				
9. 付加できる特約事項	・ 個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・ 個人の場合、法令に定められた条件を満たせば、マル優の取扱ができます。																				
10. 期限前解約時の 取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率により 1 年複利の方法により計算した利息とともに払い戻します。 <table><tr><td>A</td><td>預入期間が 6 か月未満</td><td>約定利率 × 1 0 %</td></tr><tr><td>B</td><td>預入期間が 6 か月以上 1 年未満</td><td>約定利率 × 4 0 %</td></tr><tr><td>C</td><td>預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満</td><td>約定利率 × 5 0 %</td></tr><tr><td>D</td><td>預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満</td><td>約定利率 × 6 0 %</td></tr><tr><td>E</td><td>預入期間が 2 年以上 2 年 6 か月未満</td><td>約定利率 × 7 0 %</td></tr><tr><td>F</td><td>預入期間が 2 年 6 か月以上 3 年未満</td><td>約定利率 × 9 0 %</td></tr></table>			A	預入期間が 6 か月未満	約定利率 × 1 0 %	B	預入期間が 6 か月以上 1 年未満	約定利率 × 4 0 %	C	預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率 × 5 0 %	D	預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率 × 6 0 %	E	預入期間が 2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率 × 7 0 %	F	預入期間が 2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率 × 9 0 %
A	預入期間が 6 か月未満	約定利率 × 1 0 %																			
B	預入期間が 6 か月以上 1 年未満	約定利率 × 4 0 %																			
C	預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率 × 5 0 %																			
D	預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率 × 6 0 %																			
E	預入期間が 2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率 × 7 0 %																			
F	預入期間が 2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率 × 9 0 %																			

預金商品説明書（期日指定定期預金）

11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、本支店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0166-26-1161）へお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）でも苦情等のお申し出を受け付けています。 くわしくは、上記お客様相談室へご相談ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置・運営する仲裁センター等、 な らびに、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）が設置・運営する紛争解決セン タ ーで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金 庫 営業日に、上記お客様相談室、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011 -221-3273）、または、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825） へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。 上記の東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。 くわしくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所へお問合わせください。
13. その他参考となる 事項	・ 満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算し ます。 ・ 満期日の指定がないときは、最長預入期限が満期日となります。
14. 重要事項	・ 預金保険制度の対象となる預金です。 預金保険によって、預金者一人あたり、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。） 元本1,000万円を超える部分とその利息については、概算払い率に応じ払い戻されることとなります。したがって、金額が一部カットされることがあります。

預金商品説明書（期日指定定期預金）

	くわしくは窓口におたずねください。
--	-------------------